

「一級河川堂島川（旧淀川）護岸ライトアップ設計等業務」

募集要項

平成27年7月

大阪府

「一級河川堂島川（旧淀川）護岸ライトアップ設計等業務」募集要項目次

| | |
|------------------------------|----|
| 目次 | 1 |
| はじめに | |
| 1 適用 | 6 |
| 2 業務概要 | 6 |
| (1) 業務名 | 6 |
| (2) 業務場所 | 6 |
| (3) 業務内容 | 6 |
| (4) 業務期間 | 6 |
| (5) 発注者 | 6 |
| 3 募集する提案内容 | 7 |
| 4 応募資格及び実績 | 7 |
| 5 業務実施上の条件 | 9 |
| 6 スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ） | 9 |
| 7 手続き等 | 9 |
| (1) 担当事務局 | 9 |
| (2) 関係資料の配布 | 9 |
| (3) 説明会の開催 | 10 |
| (4) 質問回答 | 10 |
| (5) 応募受付 | 11 |
| (6) 重複提案の禁止 | 12 |
| 8 審査の方法 | 12 |
| (1) 審査方法 | 12 |
| (2) プレゼンテーション審査の実施 | 13 |
| (3) 審査結果 | 13 |
| (4) 提案内容の変更 | 13 |
| (5) 設計変更 | 13 |
| 9 審査基準 | 14 |
| 10 失格 | 16 |
| 11 応募者がいない場合の取り扱い | 16 |
| 12 契約交渉者 | 16 |
| 13 契約の締結 | 16 |
| 14 その他 | 18 |

「一級河川堂島川（旧淀川）護岸ライトアップ設計等業務」 募集要項

はじめに

【ライトアップ事業について】

大阪府では、平成13年、国の都市再生プロジェクトとして、「水都大阪」の再生が採択されて以来、大阪市、経済界とともに、大阪市内中心部を囲む河川・「水の回廊」の特徴を活かした魅力づくりにつながる環境整備や、その魅力を活かしたにぎわいづくりに取り組んでいます。

魅力づくりに向けた環境整備では、船着場や遊歩道の整備とともに、かつて光の都とも称された大大阪時代のような、光による夜間景観を形づくるため、橋や岸辺などのライトアップなどに取り組んでいます。

この光による夜間景観の形成を進めるにあたっては、まちづくりの観点から、統一感ある、高いクオリティとするため、大阪の光のまちづくりのマスタープランとなる「大阪光のまちづくり2020構想」を、府市経済界等で策定し取り組んでいます。

中之島エリアでは、これまでに浪華三大橋と呼ばれる、なにわ橋、天神橋、天満橋をはじめ、11箇所です橋梁のライトアップ、さらに船着場、護岸のライトアップにも取り組んでおり、既存資産を活用した効果的な光の景観形成を推進してきました。

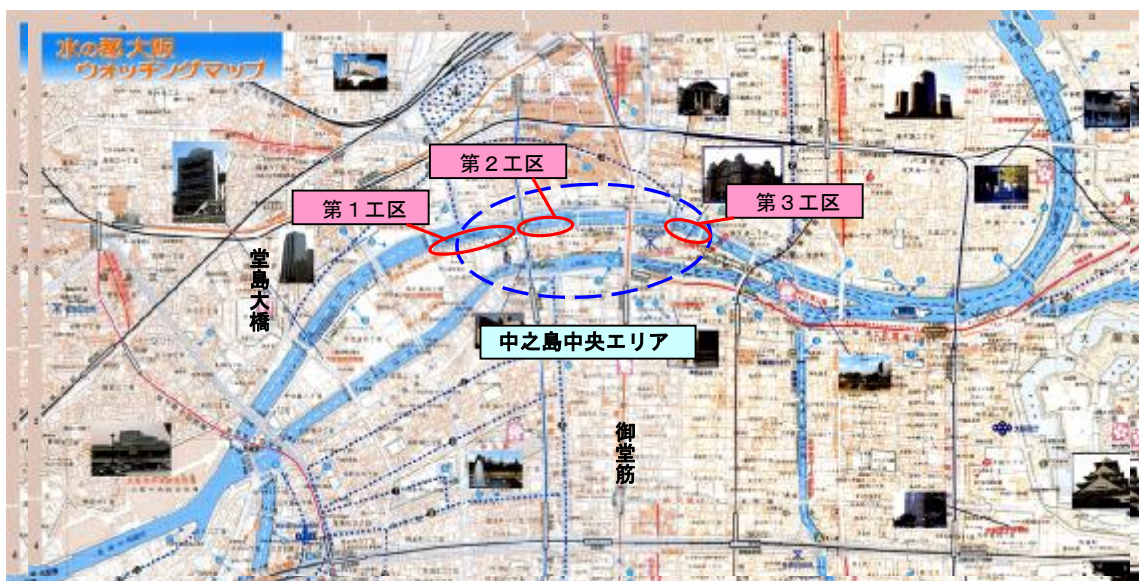
さらに、平成24年度には大阪府・大阪市が共同で「大阪都市魅力創造戦略」を策定し、その重点取組の一つとして「水と光の首都大阪の実現」を掲げ、より魅力的な光景観の創出に取り組んでいます。

【中之島中央エリアの現状】

中之島中央エリアは、大阪のメインストリートである御堂筋と堂島川、土佐堀川とが交差し、常時人の往来がたえないエリアである。

このエリアの周辺では、日本銀行大阪支店、中央公会堂などの近代建築や、鉾流橋・水晶橋・大江橋・淀屋橋・中之島ガーデンブリッジ・錦橋などの橋梁をはじめ、阪神高速橋脚や日本銀行北側護岸など数多くのライトアップが施されているとともに、水辺のにぎわい施設や遊歩道などの視点場も整備されている。

【対象となる設計範囲】



堂島川左岸の護岸（直立護岸）

第1工区：田蓑橋～渡辺橋 L=約380m

第2工区：渡辺橋～中之島ガーデンブリッジ L=約200m

第3工区：水晶橋～鉾流橋 L=約150m

*護岸天端高：O.P. + 5.15～5.95m

*堂島川の川幅は約70m、潮位差最大3m程度あり水面の高さが常に変化しています。

【事業の目的】

「大阪都市魅力創造戦略」に位置づけられている水と光のまちづくりの推進に向け、中之島中央エリアにおいて護岸のライトアップを実施します。

周辺のライトアップと調和した照明を施すことにより、堂島川の夜間景観を向上させるとともに、水都大阪の新たな魅力発信拠点として全国への発信につなげることを目的としています。



【今回のライトアップ事業推進の枠組み・方針】

本事業は、河川管理者（大阪府西大阪治水事務所）及び「光のまちづくり推進委員会」と協議しつつ、助言を得ながら進める必要があります。

なお、本事業は新規に設置するライトアップだけでなく、既存施設ライトアップとの調和を考え、堂島川全体の夜間景観を一体的に向上させる観点を必要とします。

護岸のライトアップの完成により、地域の方々が長く愛せる新たな夜景を生み出しつつ、このエリアを訪れた人々がエリア全体を周回して光景観を楽しみ、驚きやときめき、不思議さや歴史性を感じ発見できる中之島の夜間景観が創出され、周辺への波及効果を含め水都大阪の全体のブランドアップに資するとともに、水都大阪を世界に発信するための新たなコンテンツとなることを期待します。

【公募型プロポーザル方式について】

本業務は、下記のライトアップデザイン方針に基づき、現況の護岸や水面に対する光の演出、照度、色温度、光害対策など高度な技術と創造性・芸術性が重視される業務であることから、技術提案書の提出を公募により広く求めて、最優秀提案者を選定する、いわゆる公募型プロポーザル方式により実施します。

【中之島中央エリアのコンセプト】

◆大阪光のまちづくり2020構想（策定者；光のまちづくり企画推進委員会）

「近代大阪の風格が残る空間」



◆水都大阪・夢ビジョン（策定者；大阪府）

「大阪の南北の軸「御堂筋」と東西の軸「土佐堀川・堂島川」が交差し、中央公会堂に象徴される近代建築物が集積する水都大阪の中心。」

【中之島中央エリアコンセプト】

「大阪光のまちづくり2020構想（光のまちづくり企画推進委員会）」における中之島中央エリアでの考え方をもとに、詳細エリアごとの専門家による検証を平成24年度及び25年度に実施しています。以下に、検証をふまえたライトアップの方向性を示します。

《第1・2工区：田蓑橋～中之島ガーデンブリッジ》

中之島の新たなランドマークタワーを中心として、南北には同じ構造の渡辺橋と肥後橋が架かり、堂島川左岸側には水辺の遊歩道が整備されているエリア～既存日本銀行北側護岸のライトアップを延伸し、光の南北軸（御堂筋）から中之島西部へいざなう光

《第3工区：中央公会堂北側（水晶橋～銚流橋）》

中之島の歴史的シンボルが集積するとともに、新たな賑わい施設がオープンし、橋梁と近代建築、賑わいがありなす光景観が求められるエリア

【護岸、水面などのライトアップデザイン方針】

- ① 「中之島中央エリアコンセプト」をふまえ、周辺の歴史的資源を引き立てるやわらかな光景観を形成すること。
- ② 川沿い遊歩道、橋梁上、船上、周辺の視点場からの眺望を強く意識した計画であること。
- ③ 護岸構造物の特徴を活かし、水面への映り込みを意識した計画であること。
- ④ 周辺景観や背景の都市の夜間景観と調和が取れたデザインであること。
- ⑤ 昼間景観にも配慮したデザインであること。
- ⑥ 環境に配慮し、適正なエネルギー使用を心掛けること。
- ⑦ 障害光（グレア）の発生をなくし、道路交通や周辺環境に対する光害などを抑えるものとする。

1. 適用

本要項は、「一級河川 堂島川（旧淀川）護岸ライトアップ設計等業務」を公募する民間事業者の募集や選定に関して定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 一級河川 堂島川（旧淀川）護岸ライトアップ設計等業務
- (2) 業務場所 一級河川 堂島川（旧淀川）
大阪市北区中之島一丁目 ～ 大阪市北区中之島三丁目
- (3) 業務内容 本業務は、提案内容を基に『護岸ライトアップ』の実施に向けた、基本設計、実証実験及び詳細設計を行うものである。
なお、本業務の実施にあたっては、適宜、発注者並びに夜間景観作りの専門家、河川管理者等（以下、「関係者等」という。）の意見、助言及び指導を受けるとともに、発注者が求める場合はその内容を成果品に反映させること。
また、第1・2工区は同一コンセプトのもと、一連のデザインを原則とするが、異なるデザイン提案も可能とする。第3工区はエリアコンセプトが異なることから第1・2工区と異なるデザインが考えられるが、同じデザインも可能とする。

【主な業務】

① 基本設計

提案に基づき、業務計画書を作成すること。

基本設計の作成にあたっては、事前に本業務に関連する既存図面及び現地調査等により現地の状況を十分把握するとともに、発注者と十分協議調整のうえ実施すること。

② 実証実験

基本設計に基づき、効果を確認するための実証実験計画書を作成すること。

また、実証実験計画書に従い実証実験を行うこと。なお、受注者は、実証実験の際に、発注者及び関係者等の立会を受けるとともに、夜間景観作りの専門家の監修を受けて、その意見や改善提案を整理のうえ、毎回発注者に報告書を提出すること。

なお、実証実験など現場作業を行ううえで、自治体、警察、水上安全協会及び電力会社等へ申請手続き等が必要となる場合は、当該申請に必要な資料についても作成すること。夜間景観作りの専門家の監修費用については受注者が支払うものとし、その費用は見積もり金額に含めても構わない。

③ 詳細設計

基本設計及び実証実験を踏まえ、ライトアップ計画を策定するとともに次に掲げる資料が含まれる詳細設計を行うこと。なお、ライトアップ計画及び詳細設計には、実証実験の際に立会人から提示された意見や改善提案についても反映させること。

《詳細設計》

フォトモニタージュ、工事に伴う詳細図面、数量計算書、
構造計算書(ライトアップ照明施設取付けに伴う護岸構造の安全性の照査を含む)、
仕様書、施工計画書（仮設計画含む）、維持管理計画書等、工事施工費積算書
※発注者の指示に従い、原則として工区ごとの資料作成を行うものとする。

(4) 業務期間 平成28年2月29日(月)まで

(5) 発注者 大阪府

3. 募集する提案内容

今回募集する提案内容は、本募集要項、特記仕様書、提出書類様式集をふまえ、次のとおり提出すること。(応募受付に必要な提出書類については、7(5)④に記載)

(1) 事業提案書(イメージパース、デザイン画含む)・・・様式8

※提案内容については、「様式8の事業提案書の作成方法」を参照

※具体的に提案すること

(2) 受託希望価格提案書(本設工事費除く)・・・様式7-1

(3) 受託希望価格内訳書(本設工事費除く)・・・様式7-2

※業務価格が様式7-1と一致すること

※別途、積算根拠が分かる内訳書(様式自由)を添付すること

(4) 本設工事価格提案書・・・様式7-3

※別途、積算根拠が分かる内訳書(様式自由)を添付すること

(5) 本設工事価格内訳書・・・様式7-4

※別途、積算根拠が分かる内訳書(様式自由)を添付すること

4. 応募資格及び実績

応募者は次の(1)～(3)の全ての条件を満たすこと。

(1) 民法及び会社法(「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」含む)に基づく単独の法人または複数法人で形成されるグループであること。また、単独の法人、または複数法人で形成されるグループ(以下「グループ」という。)の構成員は、他のグループの構成員として重複参加しないこと。

(2) グループによる応募の場合は、以下の点に留意すること。

① グループ構成員の中から代表者を1名選出すること。代表者は窓口となり、契約諸手続等を行い、契約の責を負うこと。

② グループ構成員の名称、役割及び各担当者等を明らかにすること。

③ 代表者は、グループ構成員が当該業務に連帯して責任を負う旨を示す協定書を提出すること。

(3) 次の①～⑨のいずれにも該当すること

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当しない者。

② 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものが、その者に係る同法 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（開法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る開法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ⑤ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ⑥ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者でないこと。
- ⑦ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税にかかる徴収金を完納していること。
- ⑧ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近 1 事業年度の都道府県税にかかる徴収金を完納していること。
- ⑨ 単独の法人、またはグループのうちいずれか 1 社は、応募時点において、大阪府建設工事競争入札参加登録業種のうち「電気工事」に登録されていること。
- ⑩ 業務の管理及び統括を行う「業務責任者」及びライトアップのデザインに関する「ライトアップデザイン責任者」（応募時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が 3 ヶ月以上であるものに限る。）を配置できること。なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。

5. 業務実施上の条件

- (1) 「2. 業務概要（3）①、②及び③」に示す業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。
- (2) 発注者や関係者等との協議により、コンセプトが変わらない範囲でデザイン、施工方法等の修正を行うことがある。

6. スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）

- ① 募集開始日（募集要項等配布） 平成 27 年 7 月 1 日（水）
- ② 説明会参加申込受付 平成 27 年 7 月 1 日（水）～7 月 8 日（水）

| | |
|---------------------|------------------------------------|
| ③ 説明会の開催 | 平成 27 年 7 月 9 日 (木) |
| ④ 質問書の受付 | 平成 27 年 7 月 1 日 (水) ～7 月 29 日 (水) |
| ⑤ 質問書への回答 | 質問書受付後随時 |
| ⑥ 応募受付 (提出締切日) | 平成 27 年 8 月 24 日 (月) ～8 月 25 日 (火) |
| ⑦ プレゼンテーション審査、選定委員会 | 平成 27 年 9 月中旬 |
| ⑧ 優秀提案者の決定 | 平成 27 年 9 月下旬頃 |
| ⑨ 契約の締結 | 平成 27 年 9 月下旬頃 |
| ⑩ 本業務期間 | 平成 28 年 2 月 29 日 (月) まで |

7. 手続き等

(1) 担当事務局

〒559-8555

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課

水と光のまち・にぎわいの森推進グループ

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 37 階

電話番号 06-6210-9311 (ダイヤルイン)

FAX 06-6210-9316

電子メール toshimiryoku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

(2) 関係資料の配布

① 配布期間 平成 27 年 7 月 1 日 (水) ～8 月 21 日 (金) (※土、日、祝日除く)

② 配布時間 午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時

③ 配布場所 (1) に示す担当事務局

④ 配布資料

- ・「一級河川 堂島川 (旧淀川) 護岸ライトアップ設計等業務」募集要項
- ・「一級河川 堂島川 (旧淀川) 護岸ライトアップ設計等業務」特記仕様書
- ・「一級河川 堂島川 (旧淀川) 護岸ライトアップ設計等業務」提出書類様式集
- ・説明会参加申込書 (様式 1)
- ・参加申込書 (様式 2)
- ・応募提案書類 (様式 3～8)
- ・質問書 (様式 9)

配布資料は、担当事務局ホームページ (最終頁参照) からダウンロード可。

(3) 説明会の開催

当該募集に参加を希望する者は、説明会にできるだけ参加すること。

なお、説明会参加希望者は、説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、平成27年7月8日（水）正午までにFAXにて（1）に示す担当事務局まで送信すること。送信後に着信の確認を（1）に示す担当事務局へ行うこと。

① 開催日時 平成27年7月9日（木）午前10時～

② 開催場所 〒550-0006

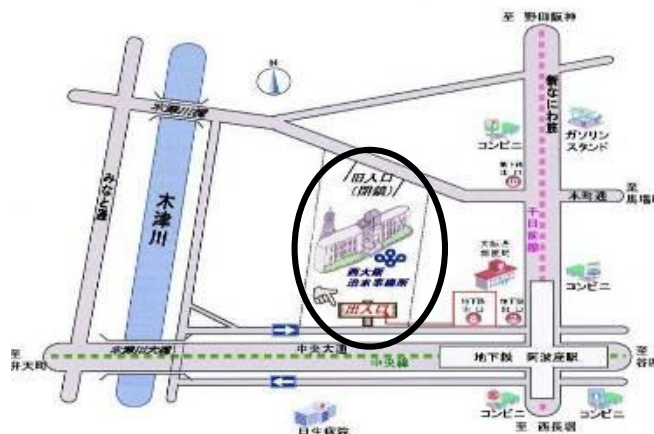
大阪市西区江之子島2丁目1番64号（最寄駅：地下鉄阿波座駅）
大阪府 西大阪治水事務所
1階会議室

※公共交通機関を利用いただき、車での来所はご遠慮ください。

西大阪治水事務所の案内図

来庁者の出入り口は中央大通側です

※最寄り駅
大阪市営地下鉄 阿波座駅(中央線・千日前線)
※番出口を出てまっすぐ50mのところにあります。



③ その他

当日は公募要項等をダウンロードのうえ、ご持参ください。

会場の都合により、出席される方は1者につき2名までとします。

(4) 質問回答

① 受付期間

平成27年7月1日（水）～7月29日（水） 午後5時まで

② 提出方法

電子メールにより受け付けを行う。

※ メールアドレスは（1）に記載

※ 「件名」の始めに[質問：「護岸ライトアップ設計等業務」と明記し、質問内容を別添の「質問書（様式9）」に記載して添付すること。

※ 電話での問い合わせは行わないこと。

ア 送信後、必ず電話で着信の確認を担当事務局へ行うこと。

イ 質問への回答は、担当事務局ホームページ（最終頁参照）に掲示し、個別には回答しない。回答を掲示する際は、質問者を特定できないようにして行う。

ウ 大阪府以外の関係機関に対する質問は直接行わないこと。必要に応じて担当事務局が取りまとめて確認する。

(5) 応募受付

応募提案をしようとする者は、平成 27 年 8 月 21 日（金）正午までに（1）に示す担当事務局へ連絡し、受付時間の調整を行った上、参加申込書と応募提案書類等を担当事務局に直接持参し提出する。なお、受付日に提出しない者は当該募集に参加することはできない。

- ① 受付日 平成 27 年 8 月 24 日（月）～平成 27 年 8 月 25 日（火）
- ② 受付時間 府が指定する時間（午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時）
- ③ 受付場所 （1）に示す担当事務局
- ④ 提出書類

○紙ファイル（A 4 サイズ）に綴じること 押印 1 部＋写し 1 5 部

（イ）参加申込書（様式 2）

（ロ）応募提案書類（様式 5～8）

- ・ライトアップ実績一覧（様式 5）
- ・ライトアップデザイン責任者業務経歴書（様式 6-1）
- ・配置技術者名簿（様式 6-2）
- ・受託希望価格提案書（様式 7-1）
- ・受託希望価格内訳書（様式 7-2）
※価格が様式 7-1 と一致すること
※別途、積算根拠となる内訳書（様式自由）を添付すること
- ・本設工事価格提案書（様式 7-3）
- ・本設工事価格内訳書（様式 7-4）
※価格が様式 7-3 と一致すること
※別途、積算根拠となる内訳書（様式自由）を添付すること
- ・事業提案書（様式 8）
※様式 8 には提案者が特定される語句やマーク（企業名等）は記載しないこと
※様式 8 については紙媒体での提出に加え、PDF 化し CD-R に格納の上、1 部提出すること

○以下の書類は紙ファイル綴じ各 1 部。グループの場合は構成企業ごとに各 1 部。

- 1) 法人概要（様式 3）
※会社案内パンフレットがある場合は添付すること
- 2) グループ構成表（様式 4）
※グループのみ提出
- 3) 定款
- 4) 法人登記事項証明書又は登記簿謄本
- 5) 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）
- 6) 府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税事務所が発行する納税証明書
- 7) 財務諸表（最近 1 年間の貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書または欠損金処理書）
- 8) 最近 1 ヶ年の営業報告書

- 9) 代表者の印鑑証明(3ヶ月以内)
- 10) 委任状(必要に応じて)
- 11) グループの場合は以下の書類も合わせて綴じること。
 - ・役割及び各担当者
 - ・当該業務に連帯して責任を負う旨を示す協定書

12) 配置技術者の雇用関係の確認

雇用関係の確認

「4. 応募資格及び実績(3)⑩」に示す「業務責任者」及び「ライトアップデザイン責任者」が応募時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用が3ヶ月以上である確認を行うため、当該技術者の健康保険被保険者証(以下「保険証」という。)の写しを提出すること。

⑤ 応募提案書類等の取扱い

(イ) 著作権

応募提案書類、その他応募者から提出された書類(以下「応募提案書類等」という。)の著作権は、応募者に帰属する。ただし、大阪府が当該募集に関する報告等のため、必要な場合には、応募提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(ロ) 提出書類の取扱い

応募提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要な場合及び条例等の規定による情報公開手続による場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

(ハ) 提出書類の返却

応募提案書類等は返却しない。

(6) 重複提案の禁止

グループは、本業務について一つの提案しか行うことはできない。また、他のグループに属して、重複提案することはできない。ライトアップデザイン責任者の重複も認めない。

8. 審査の方法

(1) 審査方法

ア 9. 審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行う。

プレゼンテーション審査においてパワーポイント等の機材の使用は認めない。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、1000点満点中600点未満の場合は採択しない。

また、選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 特別の理由がないかぎり、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する。

オ 応募者が1者の場合であっても審査を実施する。

カ なお、工区ごとの評価は行わず総合評価方式とする。

(2) プレゼンテーション審査の実施

審査対象者には、日時・場所等詳細ならびに留意事項等を別途通知する。

① 実施日：平成 27 年 9 月中旬（予定）

② 場所：大阪市内

③ 内容：

ア プレゼンテーション

企画提案書全般について、口頭にて説明を行うこと。提出された企画提案書のみを使用し、他の資料、パソコン等機材の使用は認めない。

イ 質疑応答

企画提案書全般、本事業の実施手法等について行う。

④ その他：時間は、質疑応答を含めて 30 分程度とする。

ただし、参加者数等により、時間が変更となることがある。

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を担当事務局ホームページ（最終頁参照）において公表する。

応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しない。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 提案内容の変更

関係者等との協議・調整や、助言・指導により、最優秀提案者の提案したライトアップのデザイン等の提案内容を変更する必要があると発注者が認めた場合、最優秀提案者は可能な限り発注者の意見を取り入れ、提案内容を変更すること。

(5) 設計変更

設計変更は、上記（4）により、発注者と受託者との協議の上、行うものとする。

9. 審査基準

(1) 受託希望価格は、参考価格金 1 3, 4 8 1, 6 4 0 円（うち、消費税及び地方消費税額金 9 9 8, 6 4 0 円を含む。）以下とする。

(2) 本設工事価格は、参考価格金 1 9 7, 1 0 0, 0 0 0 円（うち、消費税及び地方消費税額金 1 4, 6 0 0, 0 0 0 円を含む。）以下とする。

(3) 審査項目の合計の基準点は、(60%) 6 0 0 点とし、評価点が基準点以上ない場合または (1) 及び (2) に示す参考価格を上回った場合は、契約交渉者となれない。

(4) 審査項目と配点

| 審査項目 | | 審査のポイント | 配点 | |
|--------------|--|--|-------|-----|
| 事業実績 | 事業遂行能力 | ・ 経営的に安定しているか | 20 | 50 |
| | 企業実績 | ・ 過去のライトアップ事業の施工実績 | 15 | |
| | デザイン責任者の実績 | ・ ライトアップの作品事例などの実績 | 15 | |
| ライトアップのデザイン | エリアコンセプトとの整合性 | ・ エリアコンセプトとの整合が図れているか | 90 | 590 |
| | 護岸の特徴を活かしたデザイン | ・ 護岸を活かして美しく見せているか | 80 | |
| | 川と護岸の一体感 | ・ 堂島川と護岸の一体感が形成されているか | 90 | |
| | 周辺景観とのバランス | ・ 周辺景観や背景の都市の夜間景観と調和がとれているか | 90 | |
| | 既存ライトアップとの関係 | ・ 周辺に設置している既存ライトアップと調和できているか | 90 | |
| | 水面への映りこみ | ・ ライトアップされた護岸の水面への映り込みが美しいものとなっているか | 80 | |
| | 周辺地域の歴史性、物語性 | ・ 周辺地域の歴史性、物語性を踏まえているか | 60 | |
| | 既存構造物との関係 | ・ 総合的なデザイン提案がなされているか | 40 | |
| | 視点場からの眺望 | ・ 川沿い遊歩道、橋梁上、船上等の視点場からの眺望を強く意識した計画となっているか | 90 | |
| 提案デザインの実現可能性 | ・ 提案されたデザインについて、実現の可能性はあるか | 60 | | |
| 施工計画 | 光害対策 | ・ 道路交通、水上交通、周辺住民や周辺利用者に対して、光害や障害光（グレア）対策が適切であるか | 40 | 210 |
| | 昼間景観の配慮 | ・ 照明施設の配置について、昼間景観に配慮しているか | 40 | |
| | 維持管理 | ・ 環境に配慮し、適切なエネルギー使用を心掛けているか（電気代等の維持管理費用の低減を図っているか）。 ・ 照明施設の保守性、安全性及び将来性などに配慮しているか | 60 | |
| | 構造の安全性 | ・ 照明施設の設置方法が適切であるか ・ 照明施設に対して、歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討されているか。 ・ 護岸構造に影響を与えていないか | 30 | |
| | 工程計画及び安全対策 | ・ 工程計画が適切なものであるか ・ 実証実験及び施工方法について、周辺環境への配慮及び安全対策が適切であるか | 40 | |
| 価 格 | 参考価格 — X $\text{満点} \times \frac{\text{参考価格}}{\text{提案価格}} = \text{得点} \quad (\text{X} = \text{提案価格})$ 参考価格 × 0.3 ※ 参考価格及び提案価格は、(1)及び(2)のそれぞれ合計価格とする。 なお、参考価格を上回る提案の場合は失格とする。得点の上限は150点とする。 | | 150 | |
| 合 計 | | | 1,000 | |

10. 失格

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とする。なお、大阪府入札参加停止要項に基づき、入札参加停止等の措置を講じることがある。

- (1) 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に「4. 応募資格及び実績(3)」の応募資格の条件に該当しなくなった場合
- (3) 公募型プロポーザル方式による事業者の選定にあたり、次のアからウに定める事業者に不正行為等があったと認められる場合
 - ア 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (4) 応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (5) あらかじめ連絡したプレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- (6) 受託希望価格及び提案デザインによる概算工事価格が、「9. 審査基準(1)及び(2)」の予定価格を上回っている場合

11. 応募者がいない場合の取り扱い

応募者がいない場合は、本件の公募を取りやめとする。

12. 契約交渉者

発注者は、最優秀提案者を業務等の契約交渉の相手方に決定する。

ただし、辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、「9. 審査基準」の要件を満たす応募者のうち、あらかじめ選定した次点者がいる場合には、その者を契約交渉の相手方とする。

13. 契約の締結

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と発注者との間で協議を行い、契約を締結する。
なお、以下の場合、契約交渉の相手方としての資格を取消し、契約を締結しないときがある。
 - ① 正当な理由なくして発注者の指定する期日までに契約締結に応じなかった場合
 - ② その他、本要項に違反した場合
- (2) 上記(1)の事由に該当するなど契約交渉の相手方の責めに帰すべき事由により、契約締結に至らなかったときは、契約交渉の相手方は違約金として契約交渉者が提案した受託希望価格(消費税抜き額)の100分の108に相当する金額の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。

- (3) 契約金額の支払いについては、精算払とする。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請（国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合

14. その他

- (1) 本業務の再委託は認めない。(ただし、業務の一部について発注者が承認した場合は除く。)
- (2) 応募提案及び説明会参加等、本件公募に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (3) 追加資料の配布や募集に関する連絡事項がある場合は、担当事務局ホームページにおいて通知する。

《担当事務局》

〒559-8555

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課

水と光のまち・にぎわいの森推進グループ

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 37 階

電話番号 06-6210-9311 (ダイヤルイン)

FAX 06-6210-9316

電子メール toshimi ryoku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/mi ryokuzukuri/goganlight/index.html>